

(特別養子縁組休暇)

第9条の2 条例第12条の2第1項の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 再任用短時間勤務職員
- (2) 任期付短時間勤務職員
- (3) 臨時的に任用される職員
- (4) 職員の育児休業等に関する条例第2条第1号及び第2号に掲げる職員

第10条に次の1項を加える。

4 任命権者は、特別養子縁組休暇の請求について、条例第12条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は、この限りでない。

第11条第5項中「及び第3項」を「、第3項及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 職員は、特別養子縁組休暇の承認を受けようとするときは、養子となる者の監護に関する事項及び請求の期間を明らかにして、書面によりあらかじめ任命権者に請求しなければならない。

第11条の2中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以下「育児休業職員」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。第10条において「勤務時間条例」という。)第12条の2の規定による特別養子縁組休暇を取得している職員を含む。以下「育児休業等職員」に改め、「第43条の3第1項」の次に「(給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。第6条の2において同じ。)」を加える。

第5条第2項第2号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に、「の承認」を「又は特別養子縁組休暇の承認」に改める。

第6条の2第1号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に改める。

第7条第1項第1号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に、「に規定」を「(給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。)に規定」に改める。

第10条第2項第2号中「育児休業職員」を「育児休業等職員」に改め、同項第6号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に、「第7号」を「第8号」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第3条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「若しくは育児休業」を「、育児休業若しくは特別養子縁組休暇」に改め、「、育児休業」の次に「、特別養子縁組休暇」を加え、同条第2項中「育児休業」の次に「、特別養子縁組休暇」を加える。

第39条の3第2項及び第41条の3第1項第3号中「若しくは育児休業」を「、育児休業若しくは特別養子縁組休暇」に改める。

(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

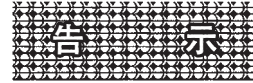
第4条 長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第2号中「育児休業(」を削り、「育児休業をいう。)」を「育児休業若しくは職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の2の規定による特別養子縁組休暇」に、「子」を「子又は特別養子縁組休暇に係る養子となる者」に改める。

附則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第346号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部守一

指 定 区 域	埋立地の区分
小諸市大字御影新田55-4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第13条の2第1号に掲げる埋立地
小諸市大字耳取1206-1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条の31第1号に掲げる埋立地
小諸市大字御影新田1665-6、1768-3、1768-6、1768-7、1768-10、1768-11、1768-12、1768-13、1768-14、1768-15、1768-16、1768-18、1854-2、1873-4、1873-10、1873-11、1873-12、1873-14、1873-15、1873-16、1873-17、1873-18、1873-19、1873-20、1873-21、1873-22及び2925-2	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
小諸市大字山浦853-1の一部、853-3、853-4、853-5、853-8、884、885-1、886-1、887、888-1、888-2、889-1、1085-1、1085-3、1085-4、1085-5、1085-6、1085-7、1085-8、1086-1、1086-2、1086-3、1086-4、1086-5、1087-1、1087-4、1087-5、1087-6、1087-7、1087-8、1087-9、1087-10、1088-1、1088-4、1088-5、1088-6、1088-7、1088-8、1088-9、1089-1、1089-2、1090-2、1090-3、1090-4、1091-1、1091-2、1091-3、1091-4、1091-6、1091-	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地

7、1091-8、1091-9、1092-1、1092-2、1092-3、1092-4、1092-5、1092-6、1092-7、1093-1、1093-3、1093-4、1093-5、1093-6、1093-7、1093-8、1093-9、1094-1、1094-2、1094-3、1094-4、1096-1、1096-2、1096-3、1096-4、1096-5、1096-6、1096-7、1104-1、1104-2、1104-3及び1104-4		下伊那郡喬木村7832-6の一部	令第13条の2第2号に掲げる埋立地
小諸市大字和田483-38の一部、602の一部、627-1の一部、627-2の一部、627-19、627-20、627-21の一部、627-27、627-28の一部、617-29の一部、627-41の一部、627-50、627-51の一部、629-1、629-4-1、629-5、629-6、629-8、629-11、629-12、629-15の一部、630の一部、631-11、631-12、633-2、633-3、633-5の一部、633-8、646-2、649-2の一部、916-25及び916-26	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地	下伊那郡豊丘村大字神稲12528-1002、12528-1003、12528-1004、12528-1517及び12528-1518	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
小諸市大字市707-3、707-4、707-6、707-10、707-11、707-12、707-13、707-14、707-17、707-18、大字耳取374-1の一部、374-2、374-3、374-4、378-1の一部、378-2、378-3、378-4、380-3及び380-4の一部	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地	飯田市川路778、779、780、782、783、784、785、786、787、788、790、800、801、802、803、804、805、807、808、815、816、2437、2439、2440、2441、2442、2444-1、2446、2447-4、2448、2449、2450、2451-1、2452、2453、2454-1及び2456-1	令第13条の2第2号に掲げる埋立地
南佐久郡南相木村864-1の一部及び867-1の一部	令第13条の2第1号に掲げる埋立地	木曽郡上松町大字萩原2198-7	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
上田市御嶽堂上河原1-2の一部、1-3の一部及び1-5の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	松本市中川字峯山6611-9	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
東御市田中宇田中415-1の一部及び416-1の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	松本市奈川1713-2の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
伊那市高遠町上山田1019、1020の一部、1021、1022の一部、1025の一部、1028の一部、1040-1の一部、1040-2、1040-4の一部、1040-5、1042、1044の一部、1051の一部及び1055-4の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	松本市安曇3722-4の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
伊那市長谷溝口1909-563、1909-564、1909-565及び1909-566	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	松本市梓川梓1427-2、1427-7、1433-1及び1433-2	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
上伊那郡箕輪町大字中箕輪4125、4126、4127、4128-1、4128-2、4129、4129-2及び4140-1	令第13条の2第2号に掲げる埋立地	松本市波田字中下原10776-3	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
伊那市西春近3163-2、3163-3、3163-4及び3163-27	令第13条の2第1号に掲げる埋立地	安曇野市豊科高家1161-4の一部及び1161-7の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
伊那市大字伊那835-6	令第13条の2第2号に掲げる埋立地	東筑摩郡朝日村大字小野沢723-1、723-3、723-4、729-1、729-3、729-4、729-5、729-6、730-1及び730-3	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
駒ヶ根市中沢5812-1の一部及び5813-5の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	北安曇郡小谷村大字中小谷狸久保丙8271-2、8272-2、8276-1、8276-2、8277、8280-1、8280-2及び8280-ロ	令第13条の2第1号に掲げる埋立地
上伊那郡南箕輪村8306-883の一部、8306-1606の一部、8306-1623の一部、8306-1625の一部、8306-1626の一部及び8306-1654の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	上水内郡飯綱町大字芋川字大部7722の一部及び7730の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
飯田市上村大字大渡254-1の一部及び254-8	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	飯山市大字照里字腰2796-1	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地
下伊那郡阿智村伍和529-1、529-2、529-3、530-1、530-2、530-3、531-1、531-2、532-1、532-2、532-3、533-1、533-2、533-3、2920-4、2920-5、2927及び2942-2	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地	飯山市大字天神堂1550-2	規則第12条の31第1号に掲げる埋立地
		飯山市大字飯山字西ノ沢10348-1の一部及び10348-2の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地
		下高井郡木島平村大字往郷6515-1の一部、6515-2の一部及び6515-4の一部	規則第12条の31第2号に掲げる埋立地

資源循環推進課

## 長野県告示第347号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、平成19年長野県告示第450号により同条第1項の指定をした指定区域についてその指定を解除します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する指定区域  
東御市大字田中字八名ノ上655番1
- 2 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

資源循環推進課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子どもステーションいちにのきん
- 3 代表者の氏名  
有吉 美知子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市妻科962番地有吉ビル3階
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、児童養護施設で育つ子どもたちや、虐待・少年非行などの困難を抱える子どもたちのための自立援助ホームの運営、就労環境が整うまでの生活支援などの自立生活援助事業、法的支援を含む救済活動を行い、これらを通じて、社会の未来を担う子どもの福祉と権利擁護に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成27年7月13日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ワーカーズコープかがやき
- 3 代表者の氏名  
鈴木 友子
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市下越612番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を高齢者自らが協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹あふれる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とします。また、福祉分野の担い手として活動し、地域福祉の向上を図ることを目的とします。

県民協働課

## 公告

県営縄文の里地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営縄文の里地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成27年7月22日から平成27年8月18日まで
- 3 縦覧の場所  
茅野市役所

農地整備課

## 公告

県営みどり湖地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成27年7月21日